

社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する意向調査
各団体からの回答結果

1. 添付書類の簡素化について

(マイナンバーカードを所有しない者のマイナンバー登録について)

- (1) 「マイナンバーを登録した者」とは、マイナンバーカードの所有の有無にかかわらずという理解でよいか。マイナンバーカードを所有しない者の登録方法を検討すべき。(栄養士、歯科衛生士)
- (2) マイナンバーカードを所有しない者でも、マイナンバーを提示することで戸籍抄本等を省略できる場合、本人確認書類が必要であれば、申請者本人の利便性の観点では、メリットが少なくないので、運用について検討すべき。(栄養士、公認心理師)
- (3) マイナンバーカードを持ってない申請者に関しては、一部書類が省略できるだけで申請書類を厚労省等に持参する必要がある旨、明確にしておくべきではないか。(医師)
- (4) 登録申請書は、登録事務規程により「永年保存」として外部委託倉庫に保管しているため、マイナンバーを登録申請書に記載した場合、「特定個人情報」としてより厳重な保管が求められる。登録事務規程・登録手数料の見直しについて検討を行う必要があると考える。(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士)
- (5) マイナンバーカードの取得は任意とされていることから、現在の申請方法も確実に残す必要がある。(薬剤師)

(マイナンバーカードを所有する者のマイナンバー登録について)

- (6) マイナンバーが手書きでは、入力ミス等が否定できないため、申請手続にマイナンバーカードを使うオンライン化の導入を検討すべき。(薬剤師)

(J-LIS 及び戸籍連携システムについて)

- (7) 合格発表から資格登録申請が行われる 3~4 月は、一般的に引っ越しによる住所変更及び結婚等による氏名変更が多くなる時期。登録申請者は市役所等でこれら変更申請とほぼ同時期に資格の登録申請を行うことになるため、市役所等から J-LIS への変更内容の反映日数について速やかに反映していただく必要がある。(市役所等での受付とほぼ同時に反映されれば問題ないが、数日かかるということであれば、当センターの登録手続に影響がある。)(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士)

2. 手続のオンライン化について

(オンライン化への対応)

- (1) 介護支援専門員には ICT への対応を不得意とする世代の方が含まれるため円滑に申請手続を行うことができるか危惧される。(介護支援専門員)
- (2) 介護支援専門員は更新制であり、更新する都度の手数料等の負担は大きいため、オンライン化による費用負担の軽減が導入促進のポイントになるのでは。(介護支援専門員)

(公金決済サービスについて)

- (3) 公金決済の機能は(登録免許税や登録関連手数料を振り分ける)民間団体である当センターの免許登録業務においても利用可能になると理解しているが、この機能を利用するに当たって、保有している個人情報保護のためのシステム設計が民間団体の責任に委ねられることには大きな不安を感じる。決済方法においてもいくつかのパターンとなるため、免許登録実施機関における手数料の事務取扱方法が煩雑になるのではないかと懸念している。(公認心理師)
- (4) 登録免許税と登録手数料の区分決済機能の付与及び金額相違等誤入金時の対応(過多入金時の返金方法、過少入金時の決済防止)等について必要となると考える。(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士)

(添付書類のオンライン化について)

- (5) 新規申請・登録事項変更時の登録済証明書の交付のオンライン化。(栄養士)
- (6) 診断書について、HPKI 電子署名された診断書を貼付すればよいと考える。(医師)
- (7) 養成施設の卒業証明書(主に専門学校)のほか、喀痰吸引等に関する証明書(都道府県、民間事業所)等の添付書類でオンライン化が必要。(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士)
- (8) 社会保険労務士の登録には実務経験を証する書面の提出を求めており、申請者が作成のうえ、実務経験を得た事業所の事業主に押印をしてもらうことで信憑性を担保しており、内容を担保する代替措置の検討が必要。(社会保険労務士)
- (9) 社会保険労務士証票を発行するための証明写真のオンライン化。(社会保険労務士)
- (10) 資格取得先(養成校、都道府県又は保養協)が資格証明書類を電子情報により発行できれば、電子情報による当該証明書類を申請の際に添付することにより、申請者からセンターへの手続はオンラインで完結(ただし、センター⇄登録先間のやり取りについては、登録先とオンライン化されない限り紙の申請書類のやりとりが残る)。(保育士)

(登録事項変更の届出勧奨について)

- (11) 法令上、名簿の登録事項の変更は、30日以内に訂正を申請しなければならないとされてい

るため、「勸奨」ではなく「勧告」が良いと考える。(理学療法士)

(12) 離職者の確認が年1回の頻度で届出勸奨のみでどこまでできるか不明瞭。(臨床工学技士)

(13) 届出勸奨は、マイナンバーを提出した者に限らず、有資格者全員への義務としていただきたい。(介護福祉士)

(14) 資格者を1件ごとに照会するというのは、効率的ではないため、登録事項の変更の有無について資格者全員を一括検索できるシステムが必要と考える。(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士)

(15) 強制力を持たない勧告を行っても変更手続を行わない者がいることは十分に想定されるため、こうした場合の対応についてはどのように考えたら良いのか。(公認心理師)

(16) 郵送での実施が想定されるが、資格保有や旧住所を他者に知られたくない場合もあり得ると思われるので、個人情報の漏洩がないよう配慮をお願いしたい。(社会福祉士)

(免許書換えの希望交付について)

(17) 希望者のみ免許証等の書換えを行うことで、混乱を生じないか。(歯科衛生士、薬剤師)

(18) 登録済証明書については、免許証等と同様に施設・事業所における資格手当の申請、就労ビザの変更申請書類として有効なものである必要がある。(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士)

(19) 以前の免許登録情報が記載された免許証の写し等を用いて、事業所に虚偽の申告をするような場合もあり得るのでは。現在は免許登録変更後には以前の免許証を回収した上で2重発行がないように厳密に管理。免許証の記載事項に変更がある場合、免許証の書換えを引き続き全員行うほうが、間違いやトラブルが未然に防げるのではないか。(公認心理師)

(20) 氏名変更の場合は、社会保険労務士登録証票も再発行(書換え)となるので、証明写真のオンライン化も必要。(社会保険労務士)

(21) 精神保健福祉士登録証では、希望すれば旧姓併記できるが、職場での旧姓使用ニーズに対応、姓が変わった場合の同一性の証明に役立っている。登録済証明書も、変更前の情報(例えば旧姓や本籍地)を履歴として併記する形の表示も選択できると、過去の情報との同一性の証明が容易になり、本人提示時に役立つのではないか。(精神保健福祉士)

(機能の拡張等について)

(22) 海外渡航や病気等で代理者が登録する場合の条件設定も必要。(日本臨床工学技士)

(23) 申請時にマイナンバーを登録し、かつマイナンバーカードを所有している者について、免許取得時に係る手続をオンラインで完結させた場合、免許登録済証の発行を待たずにオンラインでの証明を受けて診療報酬算定を開始できるようにすることは可能か。(理学療法士)

(24) 社会福祉士及び精神保健福祉士の場合、合格発表時点では卒業していないこと、また 介護

福祉士は実務経験や実務者研修を「見込み」で受験している者が多いことから、合格発表後、受験資格の事後確認を行ってから、合格通知を発送する。（受験資格が認められなかった場合は合格の取消となる。）従って、マイナポータルによる登録申請開始が可能となる時点は、合格通知到着後とすることが必要となると考える。（例えば登録申請画面に入るためのパスワードを合格通知に記載する等。）（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士）

3. 添付書類の簡素化及び手続のオンライン化導入のメリットについて

- (1) 免許の書き換えの頻度は少なく、メリットが少ない。（視能訓練士）
- (2) 義肢装具士資格に関しては、年1回の報告義務や免許書き換え等、資格取得後の頻回な申請がない。また、養成校の学生数も少ないため。学校単位で国家試験受験申請及び、免許取得時の申請を行っており、本制度導入の利便性は感じられない。（義肢装具士）
- (3) マイナンバーを登録しマイナンバーカードを所有する者についての事務手続と、マイナンバーを登録していない者の事務手続が異なり、同様の免許登録手続に関して3つの流れができることに伴う、煩雑さへの懸念は否めない。（公認心理師）
- (4) 介護支援専門員が免許取得時に係る手続をオンラインで行う点についてメリットとデメリットを明確にうちだしてもらいたい。介護支援専門員を対象とした意向調査が行われていないため個人が選択できる方法が望ましい。（介護支援専門員）
- (5) マイナンバーカードを所有している介護支援専門員が登録免許税等の支払いについて、公金決済機能を活用できるか不明。（介護支援専門員）

4. 死亡時の職権での登録抹消について

- (1) 社会の理解が進んだ段階で、死亡時の抹消の完全自動化が図られるとよい。（保健師、助産師、看護師、准看護師）
- (2) 把握することは重要だが、マイナンバーカード取得の義務化が必要。（視能訓練士）
- (3) 既に、死亡している免許取得者についても職権抹消は出来ないか。（衛生臨床検査技師、歯科衛生士、保育士）
- (4) 死亡の情報を収集する方法を検討する必要がある。登録者に変更があった場合、全ての登録者のデータが反映されないようなので、死亡の情報の収集が困難になると考える。（栄養士）
- (5) 死亡届提出者を一括検索できるシステムが必要と考える。（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士）
- (6) 死亡した際の登録簿抹消手続を国において、広く普及する必要がある。（一人暮らしの対応）（臨床工学技士）
- (7) マイナンバー登録者であれば、登録抹消申請が免除できる等、免許所有者に対するメリットも設ける必要があるのではないか。（臨床工学技士）

- (8) ヒューマンエラー等により、間違っで登録原簿を抹消しないよう留意する必要がある。間違っで消去された場合、長期間に渡り本人が気付かない事態が生じない対策が必要。(歯科衛生士)
- (9) 死亡を理由とする職権での登録原簿が抹消された後も、関係する職能団体からの問い合わせに対し、どの範囲まで情報開示が可能か。資格保有者数の把握はできても、情報開示がされない場合職能全体のメリットはない。(歯科衛生士)
- (10) マイナンバー上は死亡届により自動的に抹消されたことになるが、その情報は免許登録指定団体にはどのように連携されるのか。(公認心理師)
- (11) 全ての人がマイナンバーを提供した上で免許登録する仕組みとはならないため、登録者数は現状を十分に反映できないという課題がある。(公認心理師)
- (12) 証の返納を求めないので、悪用を防ぐ手立てが必要。登録番号の入力により登録簿での存否、取消しや資格喪失により消除されているか確認可能なシステムの構築が考えられる。保育士の就業施設に制限を掛けた上で利用できれば、保育士を採用時、応募者の保育士証に記載されている登録番号が有効か確認することが可能。(保育士)

5. 資格の証明・提示について

(具体的な活用場面に関する課題等)

- (1) マイナンバーカードは定期的な更新が必要であることから、有資格者がこの手続を遅滞した際に資格を活用する現場に支障をきたさない、対策を検討しておくべきではないか。(保健師、助産師、看護師、准看護師)
- (2) 社会保険労務士の場合、資格所持の明示が必要な場面は、行政への電子申請を行うとき。電子申請を行う際には、マイナンバーカードの電子証明書を使用し、社会保険労務士の属性も併せて証明できる環境の整備が必要。(社会保険労務士)
- (3) 年金事務所窓口等で社会保険労務士証票の提示が求められることがあるので、スマートフォンの画面で写真を含めた社会保険労務士証票の券面表示ができると利便性が向上する。(社会保険労務士)
- (4) スマートフォンのデジタル証明書のような表示の方策を考えないと、わざわざ医療機関の採用窓口(事務局)で、マイナンバーカードをかざしてPINを入力して画面を見せるというのが現実的な運用とは考えにくい。(医師)
- (5) 通常の診察時や緊急救護のような時に、わざわざマイナポータルにログインしてまで、資格を提示するという手間をかけさせるのも疑問が残る。(医師)
- (6) 介護支援専門員が必要を感じるか不明。介護支援専門員にとってどのような点が有効か示してほしい。(介護支援専門員)

(資格提示画面について)

- (7) 複数の資格保有者は、その場には関係ない資格を見せるのか等、資格者向けにマイナポータルのインターフェイスを改良する必要もあるのではないか。(医師)
- (8) 提示される資格情報の範囲はどこまでを想定しているか。本人の希望により、追加情報を登録・提示できるか。歯科衛生士の場合、例えば在宅訪問時に本人の併せ持つ資格を提示することで利活用の幅が広がる。(歯科衛生士)
- (9) ダブル、トリプルライセンスを有する者の資格情報は、別々に管理され、提示するときも別々に照会することになるのか、或いは全ての資格情報が一度に確認できるのか。(歯科衛生士)
- (10) 鍼灸マッサージ師には、視覚障害者が多く、PC又はカード読み取り機能に配慮願いたい。(鍼灸マッサージ師、あん摩マッサージ指圧師)
- (11) ICTへの対応を不得意とする世代の方が含まれるため円滑に手続を行うことができるか危惧される。(介護支援専門員)

(資格提示に係る情報セキュリティ上の課題等)

- (12) 安全性の確保と分かりやすい説明が必要。(歯科衛生士、介護福祉士)
- (13) 資格情報の照会・取得の具体的方法を知りたい。本人が情報をマイナポータルからダウンロードした上で、添付ファイルとしてメール等マイナポータル外で第三者に証明・提示をする場合は問題ないが、本人と第三者がマイナポータル上でやりとりをする場合は、互いのセキュリティの強化が求められる。(言語聴覚士)
- (14) 定期的に管轄の保健所に免許書の提出が必要であるが、マイナンバーカードによって厚生労働省で管理され提出の必要がないのであれば便利だが、免許証ではなくマイナンバーカードの提出となるのであれば個人情報の保護について心配。(視能訓練士)
- (15) 悪用された場合に起こりうる事態への検討が必要。現在マイナポータル運用中に起こった事例を医療資格に当てはめた、想定されるより具体的な悪用例を示してほしい。(義肢装具士、公認心理師)
- (16) マイナンバーの個人情報を他が取得する機会が増えるため、情報拡散を懸念。(公認心理師)
- (17) マイナポータル上に表示された資格情報に証明効力がある旨の周知。(精神保健福祉士)
- (18) 具体的な利用・システムイメージが浮かばず、画面を表示・印刷しても、真正性がどのように担保されるかが不明。(薬剤師)
- (19) 電子的な情報は偽装・複製・加工が容易であり、悪用されるような仕組みであれば、賛成は出来ない。マイナポータルにそっくりなホームページを作成し、二重の情報を表示させることも、特段困難は思えない。(薬剤師)

(資格提示に係る考え方)

(20) マイナンバーカードは、国民側の証明・認証として活用し、資格者は資格者の証明をリアル世界でも電子世界でもできるものとして、紙の免許証や HPKI カード等が別途あるのがよい。

(医師)

(21) 電子署名の技術を導入するのであれば、HPKI との関係を整理すべき。(薬剤師)

(22) 災害派遣時等には資格情報を第三者に証明、提示できるとよいが、現況だと視能訓練士は資格情報を第三者に証明する機会は少ないが、将来的に地域包括システム等に参画する機会があれば必要になると思われる。(視能訓練士)

6. 就業支援等の人材活用について

(既存のデータベースとの連携等)

(1) 現在、歯科衛生士の人材確保対策の一環として歯科衛生士バンク・就業支援センター設立の構想があり、本制度の利活用が歯科医療機関と歯科衛生士のマッチングを円滑にし、歯科衛生士の復職支援に役立つことを期待。歯科衛生士資格保有者の地域ごとの人数や就業状況等の把握が可能になることを期待。(歯科医師、歯科衛生士)

(2) 対象となる者の能力に見合った支援となるためには、就業経験、特定行為研修、専門・認定看護師等の資格及び研修の履歴についての情報を踏まえることが必要。提案のフレームで、届出情報が国のデータベースに蓄積されることで、就業経験に係る情報の活用は進むと考えるが、一方で、資格や研修の履歴については、標準化されたデータベースが存在しないのが現状。仕組みの導入にあたっては、研修の標準化とデータベースの構築が、どこかで平行して進められること必要。(保健師、助産師、看護師、准看護師)

(3) データベースを活用することで、未就業者の研修履歴に合わせた情報提供・研修案内等が可能となり、自身の資格や研修履歴を随時照会・提示できることは、復職時のみならず、個々の有資格者が自身のレベルアップを図る際にも有用。(保健師、助産師、看護師、准看護師)

(4) 診療報酬の要件となっている研修の受講履歴が研修履歴に組み込まれ、手軽に参照できれば、医療機関における管理業務の負担軽減も図られる。(保健師、助産師、看護師、准看護師)

(職能団体等への情報提供について)

(5) 事前に個人の承諾は必要であるが、各職種団体も一定の情報(正確な資格取得者数、年齢構成、離職情報、勤務地など)について情報共有してほしい。(視能訓練士、歯科衛生士)

(6) 職能団体に情報を提供する場合、各職能団体にもデータを取り扱う上で、高度なデータ管理が必要になるため、一律に情報を提供するというだけでなく、システムがセキュリティ上問題ない団体への提供とする等、検討が必要。(栄養士)

(就業支援の対応職種拡大について)

(7) 看護師以外の職種についても、早期に適用拡大してほしい。(臨床衛生検査技師、介護福祉士)

(8) 社会福祉法等の改正法案に対する附帯決議において、社会福祉士が活用されるよう努めることが決議された。社会福祉士の潜在資格者の的確な特定と効果的な配置に繋げることも必要。

(社会福祉士)

(9) 精神保健福祉士についても潜在資格者が多数いる状況を鑑み、看護師等と同様に実施したい。(精神保健福祉士)

(業務従事者届・離職届等の創設)

(10) 本取組の導入と同時に業務従事者届と離職届の義務の検討。(理学療法士)

(11) 業務従事届出制度の創設の検討。(臨床工学技士)

(12) 業務従事者届及び離職の届出が努力義務化検討。(歯科衛生士、介護福祉士)

(13) 管理栄養士・栄養士の就業届出等ないため、必要性を含め、今後検討。(栄養士)

(14) 離職中の資格保持者の届出の検討。離職者の居住する地域が把握でき、再就業の意向確認等も届出を行うことにより、人材確保と活用がより促進される。(歯科衛生士)

(15) 今後、保育士にも看護師免許を参考に届出違反への罰則を伴う「業務従事者届」の提出を義務付けることの検討も必要。保育士の離職届については、介護福祉士等が行っている離職時の届出制度に準じた形態が現実的。(保育士)

(届出のあり方)

(16) 事務手続が簡便になれば、毎年の届出も可能となり、より詳細な人材の把握ができるので、再就業につながる。(歯科衛生士)

(17) マイナンバー制度を活用した者のみを対象とするのではなく、有資格者全員を対象とした義務として、マイナポータルを活用することのメリット感を打ち出す方法も考えられる。(介護福祉士)

(18) 既存の届出制度前提ではなく、効果的、効率的な届出・調査への見直しを行っていただきたい。看護師等に関して、都道府県が実施している業務従事者届を国が行う三師調査見合いのものに変更し、未就業者の現況を把握することについて検討してほしい。(保健師、助産師、看護師、准看護師)

(本人同意について)

(19) 人材活用への意向がない者や就職斡旋情報を必要としない者への配慮が必要であるため、業務従事者届や離職届のたびに本人同意が必要となる理解でよいか。(理学療法士)

(その他)

- (20) 職種によっては、業界のキャパシティー以上に資格者が多くなっているものがあるで、必要性の検討は重要。(柔道整復師)
- (21) 義肢装具士は、現在の義肢装具士の勤務先、業務形態及び就職システムを勘案すると、導入せずとも特段問題はないが、本制度が民間の事業者に対する就職情報提供サイトのような役割を果たすのであれば、義肢装具士にとっても有用。(義肢装具士)
- (22) 医師の場合も、就労支援という形での取組は考えられなくはないが、機械的に偏在問題を解消するというような議論にならないように、個人情報取り扱いの観点からも、他資格者への適用は慎重な扱いを求める。(医師)
- (23) 誰が管理をして、誰にどのように提供するのかわからない部分がある。(栄養士)
- (24) 受領委任制度の契約で地方厚生局に施術管理者、従事者登録が必要であり、その際に従事者及び離職届について簡素化が図れる仕組みの検討願いたい。(鍼灸マッサージ師)
- (25) 介護支援専門員へ導入するメリットが不明。(介護支援専門員)

7. マイナンバーの登録について

(新規資格取得者)

- (1) マイナンバー登録等の義務化が必要。(視能訓練士、衛生臨床検査技師)
- (2) マイナンバーの登録については、資格申請者の自由裁量とすべき。(義肢装具士)
- (3) 申請時のマイナンバー登録はどのようなフローを想定しているのか。(医師)

(資格保有者)

- (4) 医師に関しては、三師調査の届出が法定義務になっていることから、この届出時に登録を求めるのが現実的。勤務場所によっては、病院事務局がとりまとめて届出する場合もあるため、マイナンバーの取り扱いについて事務方の負担が増さない工夫は必要。(医師)
- (5) 資格保持者と指定登録機関とのやり取りは、記載事項が変更した場合の手続きしかないため、マイナンバーの登録については、メリットがないと難しいのではないかと。(柔道整復師)
- (6) 資格保持者にとって、登録することに必要性を感じなければ、周知しても実効性は低いと思われるので、慎重に検討していく。(栄養士)
- (7) 有資格者へのアプローチとしては、職能団体のほか、指定登録機関、事業者団体等との連携が考えられる。(介護福祉士)
- (8) 社会福祉士は、定期的な届出を行う機会がないため、他の有資格者に比べて届出が遅れる可能性がある。(社会福祉士)

(マイナンバーの登録の勧奨方法について)

- (9) マイナンバーの登録勧奨で実効性を高める方法としては、申請時に戸籍抄本の添付が省略可能という利便性を強調することが現実的。(保育士)
- (10) 就業先単位で、雇用主が勤務している保育士にマイナンバーの登録を求めることにより実効性が高められる。(保育士)
- (11) 既に免許取得者については、任意の届出となっていることから、今後のマイナンバーの登録推進方策が必要と考えられることから、少なくとも、資格に関連する業務に従事する者については、雇用主、職能団体等の協力のもとに登録を推進して頂きたい。(臨床衛生検査技師)
- (12) 有資格者全員を対象とした届出の義務化を実現することが望ましい(介護福祉士)
- (13) マイナンバーの登録の義務化が困難であれば、資格保持者への努力義務とすべき。届出制度のない資格保持者のマイナンバーの登録に数十年を要するのでは。(理学療法士)
- (14) 三師、業務従事者届に非該当の職種への対応の検討。今後、就業者数等の正確な把握が望まれるため、マイナンバーの登録を必須化する方向で進めて頂きたい。(臨床衛生検査技師)
- (15) 登録のメリットを広報するとともに、登録率を定期公表して登録勧奨を行ってはどうか。(社会福祉士)
- (16) 国がマイナンバーの登録の呼びかけを行った場合、介護支援専門員の何割がマイナンバーに登録するか想像しがたい。(介護支援専門員)
- (17) マイナポイントの様なインセンティブ付与や、マイナンバーカード申請とともに受領委任払いの厚生局登録が同時完結する様にできれば登録勧奨に繋がる。(鍼灸師)

(その他)

- (18) オンラインでの届出の検討してほしい。(医師)
- (19) 雇用者側から就職時にもマイナンバーの登録を求める。(業者等も含む)(臨床工学技士)
- (20) 分かりやすいスケジュールで進めることが大切(例えば〇年4月1日～)(歯科衛生士)
- (21) 名簿の登録事項について、省令改正して記載事項の追加が必要。(柔道整復師)
- (22) 利便性と一つの場所に個人情報を多く登録することに対する懸念や不安との対比において、メリットが勝る仕組みとなることが大切。(公認心理師)
- (23) 民間機関がマイナンバーで扱う個人情報は限定的だという周知が必要。(公認心理師)
- (24) 社会保険労務士会は、47の都道府県社会保険労務士会と全国社会保険労務士会連合会で構成されているので、マイナンバーの確認は都道府県社会保険労務士会で行い、全国社会保険労務士会連合会は、都道府県社会保険労務士会で本人確認の完了したマイナンバーを受理し、当該マイナンバーに登録する仕組みとしたい。(社会保険労務士)
- (25) マイナンバーカードを所有している者のオンラインでの申請・変更については、従来の方よりも登録等手数料が減額される等があれば、登録意欲が喚起される。(精神保健福祉士)

8. 国家資格等管理システムについて

- (1) 登録機関がどのように本人認証を行う仕組みとなるのかについて、実務的な流れとしてイメージが持てない。登録機関による本人確認は、免許登録時にマイナンバーを使用して戸籍や住民票の情報にアクセスするのか。(公認心理師)
- (2) 外国人の登録の対応はどのようになるのか(臨床工学技士、公認心理師)
- (3) 登録に必要な常用漢字以外の外字、旧姓併記及び外国人の氏名(アルファベット表示、中国人等の複雑な漢字、字数の多い氏名、通称併記等)について、J-LIS でどこまで確認できるか、またそれを国家資格等管理システムで対応することが必要となると考える。(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師)
- (4) 申請時、漢字氏名は戸籍どおりの記入を求めるが、パソコンやスマートフォン上で変換できない字体が含まれている場合、オンラインで入力できないため、使用できる特殊な漢字について一定の範囲で制限される。(保育士)
- (5) マイナンバーの登録を取り消したい場合、取り消す場合の運用の検討。(社会福祉士)

9. なりすましについて

- (1) オンラインの場合、申請者が、資格試験に合格していることを間違いなく確認できなければ、厚労省の資格簿になりすました者が登録される恐れがある。マイナンバーカードで申請してくるので、申請者は確かに本人だという前提ではあるが、少なくとも、その申請者と試験合格者が同一人物であるという何らかの紐付けの仕組みは入れる必要があると考える。(医師)
- (2) なりすましの対応として顔認証や指紋認証を使用する。(臨床工学技士)
- (3) セキュリティ強化によるハッキング防止及びなりすまし防止策が必要。(鍼灸師)

10. 情報漏洩について

- (1) オンラインシステムが不具合をきたした場合に、「医療資格」の個人情報漏洩した場合に起こりうる問題、被害・損害把握しておく必要がある。(義肢装具士)

11. 更なるメリットについて

(研修への利活用)

- (1) 免許登録情報に国が告示する研修の受講者の情報についても管理してほしい。(臨床工学技士)
- (2) 保険が取り扱える管理柔道整復師の届出を行うには、3年の実務経験(経過措置期間中)と2日間の講習会の受講が必要となるが、この実務経験の確認に活用できるようなスキームが構築できれば、柔道整復師にもメリットがあるのではないかと。(柔道整復師)
- (3) 資格保持者を対象とした新たな研修(例えば復職支援研修)の案内や受講勧奨等の周知を行

う等双方向の利活用ができればよい。(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士)

(登録抹消手続きへの利活用)

- (4) 欠格事由に該当した場合に、資格を消除する旨の自動配信及び自動的な消除手続。(介護福祉士)
- (5) 欠格事由による登録抹消について、マイナンバー制度の利活用を検討。(社会福祉士)

(その他)

- (6) 登録者がこの制度にどのようなメリットを求めるかについては、アンケート調査等による実態把握が必要。(栄養士)
- (7) マイナンバーカードの電子証明書を活用した資格者団体専用ホームページへのログインを可能とし、資格者団体が用意する専用サービス(eラーニング研修等)を受けられる仕組みがあれば、マイナンバーカードの活用用途が増える。マイナポータルログイン機能を資格者団体専用ホームページに導入するイメージ。(社会保険労務士)
- (8) 個人情報を除く勤務実態等のデータ活用できるようになれば、有効に活用できる。(社会福祉士)
- (9) 法令に準じた施設であることの証としてマイナンバー制度を利活用した歯科技工所管理者への管理番号の付与を制度化していただきたい。(歯科技工士)
- (10) 医道審議会の対象とならない医療職種の犯罪情報についても連携していただきたい。新聞情報のみでの処分には漏れが生じかねず不公平感がぬぐえない。(救急救命士)
- (11) 医療職種によって籍として扱われる職種と登録のみのものがあるが一元化を検討してほしい。(救急救命士)
- (12) 資格保有者数及び業務従事者数等資格者の正確な情報把握に努めてもらいたい。(医師、理学療法士)
- (13) 既に資格を保有している者をどれだけ取り込めるかが肝であると考えため、この点も今回の仕組みの設計に加味していただきたい。(保健師、助産師、看護師、准看護師)
- (14) 全資格者が登録できれば利活用でき、メリットはある。(視能訓練士)

12. その他

(マイナンバー制度全般について)

- (1) マイナンバー制度の普及、セキュリティ担保が課題。利活用のメリットやセキュリティ対策については事前説明等の周知活動が重要。(臨床工学技士、歯科医師、歯科衛生士、介護福祉士、栄養士、精神保健福祉士)
- (2) マイナンバー、マイナンバーカード、マイナポータルの義務化が必要。(視能訓練士)

- (3) 職能団体に属さない資格保持者を含め、申請者本人に対して、事前のマイナンバーの把握を周知することが重要。(言語聴覚士、歯科衛生士)
- (4) マイナンバーカードを所有するメリットやデメリット、併せて、本人のリスクを丁寧に説明することが重要。(臨床工学技士)
- (5) マイナンバー制度については、その利活用の方法が広く周知不足⇨理解不足につながっていると思われるので、地方行政との積極的な連携も重要。(歯科医師)
- (6) マイナンバーカードの更新手続について個々の介護支援専門員がどの程度負担と考えるか不明。資格保有者のメリットを高めるためにはカード更新手続きの簡素化を検討することが考えられる。(介護支援専門員)
- (7) マイナポータルに対応できない者への対応をどう考えるか。(介護福祉士)

(全体のスケジュールについて)

- (8) 具体的な指針がいつ示されるかを知りたい。(公認心理師)
- (9) システムの修繕や開発には時間を要するため、令和6年稼働ならば、方向性を早めに示していただかないと準備することが難しい。当センターでは、第6回目試験(令和5年)受験者申し込みシステムについては現在検討中であるが、免許登録システムとの連携も含め、システム的设计計画そのものに大きな影響がでるため、見直す必要がある。(公認心理師)
- (10) 令和6年度予定のため、それまでの間の医療ICT化の進展を妨げるような仕組みにならないよう、十分にご検討いただきたい。(薬剤師)

(資格管理者の一元化について)

- (11) 管理栄養士の免許は栄養士免許が前提となっており、免許発行者が異なるため変更事項はそれぞれの免許で届出(国と都道府県)をする必要があるが、マイナンバー制度を活用することにより、一度の変更届で両者が連携するような仕組みの検討を願う。(栄養士)